

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10 巻
 適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』
 (第 1 版第 2~3 刷)
 訂正とお詫び

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026 年 6 月 17 日

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
p. 4	適正飼養指導論 第 1 章愛玩動物 の飼養	右段上から 2 行目	(生後 90 日以上)	(生後 91 日以上)
p. 32	適正飼養指導論 第 2 章動物終末 期(飼い主)ケ ア	右段上から 7 行目	強制給仕	強制給 餌
p. 52	適正飼養指導論 第 3 章適正飼養 の推進	CHECK! 囲み「犬猫の 飼養管理基準：七つの 項目」	①飼養施設の管理、飼養施設に 備える設備の構造及び規模並び に当該設備の管理に関する事項 ② 動物の飼養又は保管をする環 境の管理に関する事項 ③ 動物の疾病等に係る措置に関 する事項 ④ 動物の展示又は輸送の方法に 関する事項 ⑤ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項 ⑥ 動物を繁殖の用に供すること ができる回数、繁殖の用に供す ることができる動物の選定、そ の他の動物の繁殖の方法に関す る事項 ⑦ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項	①飼養施設の管理、飼養施設に 備える設備の構造及び規模並び に当該設備の管理に関する事項 ②動物の飼養又は保管に従事す る従業員の員数に関する事項 ③動物の飼養又は保管をする環 境の管理に関する事項 ④動物の疾病等に係る措置に関 する事項 ⑤動物の展示又は輸送の方法に 関する事項 ⑥ 動物を繁殖の用に供すること ができる回数、繁殖の用に供す ることができる動物の選定、そ の他の動物の繁殖の方法に関す る事項 ⑦ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項

p. 121	適正飼養指導論 第5章動物愛護 管理行政	表 1-5-1 上から 6 行目	(イ) 第一種動物取扱業の種別 に係る地域および技術について 1 年間以上教育する学校などを 卒業	(イ) 第一種動物取扱業の種別 に係る 知識 および技術について 1 年間以上教育する学校などを 卒業																													
p. 193	動物生活環境学 第3章	表 2-3-3	表 2-3-3 犬猫の数値規制 (1人あたり) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022年6月以降</th> <th>2024年6月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">繁殖用</td> <td>犬</td> <td>25 匹</td> <td>15 匹</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>35 匹</td> <td>25 匹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販売用</td> <td>犬</td> <td>30 匹</td> <td>20 匹</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>40 匹</td> <td>30 匹</td> </tr> </tbody> </table>			2022年6月以降	2024年6月以降	繁殖用	犬	25 匹	15 匹	猫	35 匹	25 匹	販売用	犬	30 匹	20 匹	猫	40 匹	30 匹	表 2-3-3 犬猫の数値規制 (1人あたり) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022年6月以降</th> <th>2024年6月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売用</td> <td>犬</td> <td>30 匹 (25 匹)</td> <td>20 匹 (15 匹)</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>40 匹 (35 匹)</td> <td>30 匹 (25 匹)</td> </tr> </tbody> </table> () 内は繁殖用の犬猫			2022年6月以降	2024年6月以降	販売用	犬	30 匹 (25 匹)	20 匹 (15 匹)	猫	40 匹 (35 匹)	30 匹 (25 匹)
		2022年6月以降	2024年6月以降																														
繁殖用	犬	25 匹	15 匹																														
	猫	35 匹	25 匹																														
販売用	犬	30 匹	20 匹																														
	猫	40 匹	30 匹																														
		2022年6月以降	2024年6月以降																														
販売用	犬	30 匹 (25 匹)	20 匹 (15 匹)																														
	猫	40 匹 (35 匹)	30 匹 (25 匹)																														
p. 266	ペット関連産業 概論第1章ペッ ト関連産業にお ける職業倫理 (行動倫理を含 む)	p. 266CHECK! 1 行目	職業倫理＝とコンプライアン ス？	職業倫理＝コンプライアンス？																													
p. 305	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	ここが POINT 下から 2 行目	動物取扱者業	動物取扱業																													
p. 306	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段下から 4 行目	「動物の保護及び愛護に関する 法律」	「動物の保護及び 管理 に関する 法律」																													
p. 308	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段下から 1 行目	・繁殖にかかる獣医師立の会い	・繁殖にかかる獣医師の 立ち会 い																													
p. 310 、 p. 312	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	右段下から 6 行目	① 年度当初の動物の所有数 ② 月ごとに新たに所有した動物 の所有数 ③ 月ごとに販売等したまたは死 亡した動物の数 ④ 年度末の動物の所有数 ⑤ 取り扱った動物の品種等	① 事業所の名称 ② 事業所の所在地 ③ 登録年月日 ④ 登録番号 ⑤ 年度当初に所有していた動物 の合計数 ⑥ 年度中に新たに所有するに至 った動物の月ごとの合計数 ⑦ 年度中に販売若しくは引渡し をした動物の月ごとの合計数 ⑧ 年度中に死亡の事実が生じた 動物の月ごとの合計数 ⑨ 年度末に所有していた動物の																													

				合計数 ⑩ 犬猫以外の動物に含まれる品 種等 ⑪ 備考
p. 315	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段最下行～右段上か ら3行目	・犬：1人あたり繁殖犬15頭、 販売犬等20頭が上限 ・猫：1人あたり繁殖猫25頭、 販売猫等30頭が上限	・犬：1人あたり20頭（うち繁殖犬15頭）が上限 ・猫：1人あたり30頭（うち繁殖猫25頭）が上限